



三重県公報

平成29年9月5日(火)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	監査委員公表		
6	監査結果に対する措置の公表	(監査委員)	1

監査委員公表

監査委員公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、平成28年11月14日から平成29年2月16日までに実施しました財政的援助団体等に係る監査について、その結果に基づいて平成29年6月までに講じた措置が知事から通知されたので、同条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年9月5日

三重県監査委員	山	口	和	夫
三重県監査委員	村	林		聡
三重県監査委員	小	島	智	子
三重県監査委員	内	田	典	夫

財政的援助団体等の監査結果に基づいて講じた措置

監査結果に基づき講じた措置〔出資（出捐）関係〕

部局名	健康福祉部	団体名	地方独立行政法人三重県立総合医療センター				
補助金等名	がん診療設備整備費補助金、小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金、地方独立行政法人三重県立総合医療センター運営費負担金、医療機器整備事業貸付金						
監査結果及び意見							
<p>(1) 平成 27 年度の経常収支は、給与費や材料費の増加等により、315,919 千円の経常損失となり、また、総収支も 225,041 千円の純損失となるなど、地方独立行政法人化して以降、初の赤字となった。</p> <p>次年度以降の赤字解消に向けて、病床稼働率の向上による収入の確保や費用の節減などに取り組み、経営の健全化を図りたい。</p> <p>(2) 中期計画（平成 24～28 年度）を策定し、さらに事業年度ごとに年度計画を定めて業務を運営しているところであるが、27 年度計画で定めた指標のうち、病床稼働率など未達成の項目が 25 項目中 13 項目と、年々増加傾向にある。</p> <p>現在策定中の次期中期計画及びこれに基づく年度計画で定める指標についても、これらが達成できるよう努められたい。</p> <p>(3) 医業収益に係る収入未済については、前年度に比べ 6,782 千円減少しているものの、平成 27 年度末現在で 72,494 千円（対前年度比 91.4%）あることから、引き続き収入未済額の減少に努めるとともに、新たな未収金の発生防止にも取り組まれたい。</p> <p>(4) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備品管理</td> <td>ア 固定資産について、固定資産台帳と現物との照合が定期的実施されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	備品管理	ア 固定資産について、固定資産台帳と現物との照合が定期的実施されていなかった。
項 目	内 容						
備品管理	ア 固定資産について、固定資産台帳と現物との照合が定期的実施されていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(5) 次年度以降の赤字解消に向けて、団体が病床稼働率の向上などによる収入の確保や費用の節減に取り組み、経営の健全化が図られるよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(6) 現在策定中の次期中期計画及びこれに基づく年度計画で定める指標についても、団体がこれらを達成できるよう、引き続き指導・助言等を行われたい。</p> <p>(7) 医業収益の収入未済について、引き続き収入未済額の減少と新たな未収金の発生防止が図られるよう、団体の指導・助言等を行われたい。</p> <p>(8) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 平成 27 年度は、外来収益の増収などにより過去最高の収益額を確保したものの、給与改定や地域手当の見直し、人員体制の充実などに伴い人件費が大幅に増加した結果、地方独立行政法人化後、初の赤字決算となりました。</p> <p>平成 28 年度は、紹介患者及び救急患者の積極的な受入れに取り組んだ結果、紹介患者及び救急患者が増加し、入院患者数が大幅に増加したことにより過去最高の入院収益額を確保できました。また、医薬品及び診療材料のメーカー、ディーラーとの価格交渉に努め、材料費について前年度よりも節減できました。</p> <p>平成 29 年度以降も引き続き、地域医療機関との連携をさらに強化し、紹介患者及び救急患者の積極的な受入れを促進させるとともに、医薬品及び診療材料のメーカー、ディーラーとの価</p>							

格交渉の強化、SPD（診療材料等の物流管理の一元化システム）導入などにより、さらなる医業収益の確保と費用の節減に取り組むことで、経常収支比率100%以上の達成に努めます。

- (2) 平成28年度の年度計画で定めた指標（25項目）の達成状況では、「がん手術件数」等、12項目で未達成となったものの、「北勢呼吸器センター」の本格稼働や「総合内科」「脳血管内治療科」をはじめとする診療科の充実を図ったほか、各部門の連携によるチーム医療や地域連携の取組を推進した結果、「PCI（経皮的冠動脈形成術）＋冠動脈バイパス術」等、13項目で目標値を達成し、平成27年度よりも達成率を向上させることができました。

第二期中期計画（平成29～33年度）において、引き続き、各部門が一体となり、診療機能の高度化及び専門化を図るとともに、地域の医療機関等との連携を強化し、当院の機能に応じた患者の確保と最適な医療の提供に努めます。

- (3) 未収金の回収については、電話や文書等での催告に加え、弁護士事務所への回収委託を行うなど、鋭意努めましたが、平成28年度末現在の医業収益に係る収入未済額は72,543千円（対前年度比100.1%）となり、微増となりました。今後も、引き続き催告や回収委託を行うほか、回収困難な未収金については裁判所への支払督促の申立ても行うことにより、収入未済額の減少に努めます。

また、患者情報の迅速な把握や院内での情報共有等により、新たな未収金発生防止にも取り組みます。

- (4)

項目	対応状況
備品管理	ア 固定資産について、年1回、固定資産台帳と現物を照合し、照合結果を記録します。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (5) 独立行政法人化以降、順調に医療収益は増加しているものの、平成27及び28年度には主に給与改定や地域手当の見直し等による人件費の増加により、経常収支は赤字となっています。

良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するため、経営の健全化が図られるよう団体に対して安定した収入の確保と一層の費用節減の取組等により、経常収支の改善が行われるよう求めています。

- (6) 県が定めた中期目標に基づいて団体が策定した中期計画及び年度計画の達成に向け、業務運営の改善や推進の取組が確保されるよう、団体の自主性・自立性を尊重しつつ、引き続き支援を行っていきます。

また、団体に対して第一期中期計画で定めた指標のうち、目標未達成項目に関しては未達成原因や課題についての分析や対策等を促し、次期中期計画で定める目標の達成率向上を求めています。

- (7) 引き続き弁護士との連携による法的な回収を取り入れるなどして、過年度の収入未済金の回収を積極的に進めるとともに、新たな未収金発生防止対策について、院内全体での取組を一層図るよう求めています。

- (8) 団体の固定資産について、固定資産台帳と現物の照合を定期的実施し、照合結果を適正に記録化するよう求めました。今後も引き続き適正な事務処理が行われるよう助言・指導等を行います。

部局名	健康福祉部	団体名	公益財団法人三重ボランティア基金
監査結果及び意見			
<p>(1) 平成 27 年度の一般正味財産増減額は 5,632 千円の損失となっており、21 年度以降、赤字が続いている。</p> <p>今後も、低金利による運用益の減少が見込まれることから、引き続き新規開拓による寄付金獲得など財源確保に取り組まれない。</p> <p>※ 一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当する。</p> <p>(2) 理事長及び常務理事は、各事業年度最低 2 回は各理事会で自己の職務の執行状況を報告しなければならないが、報告されていなかったため、今後は定款の規定に従い、適正に報告されたい。</p> <p>(3) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>			
項 目		内 容	
定款の記載事項	ア 定款の別表に記載された基本財産額が平成 27 年度末現在の基本財産総額と異なっていた。		
財務諸表	イ 貸借対照表の公告が行われていなかった。 ウ 国債や地方債に係る受取利息のうち、最終利払日から期末日までの期間に発生した利息について、未収利息として計上していなかった。 エ 財務諸表に対する注記において、満期保有目的債券の時価金額が誤って記載されていた。		
賞与引当金	オ 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。		
退職給付引当金	カ 退職給付引当金について、引当不足となっていた。		
旅費	キ 出張旅費について、旅費規程に定められている基準に該当しないにもかかわらず、特急料金を支給していた。 ク 理事会出席者に対する旅費について、理事会当日に現金で支給しているが、受領印等のないものがあった。		
※ 注記：法人の財産や損益の状態を正確に判断するために必要な情報として、財務諸表に記載される注釈のこと。			
所管部局に対する意見			
<p>(4) 新規開拓による寄付金獲得など財源確保が図られるよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(5) 理事会における理事長及び常務理事の報告について、定款に従って適正に行われるよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(6) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 財源の確保については、引き続き新規の寄付先の開拓を行うとともに、理事、評議員等で構成する財政の改善に向けた検討委員会を設置し、検討を行っていきます。</p> <p>(2) 理事長及び常務理事の職務の執行状況の報告について、平成 29 年 3 月開催の理事会から報告を行っています。今後も定款に従い適正に報告します。</p>			

(3) 会計事務等の事務処理について、次のとおり改善しました。

項 目	対 応 状 況
定款の記載事項	ア 定款における基本財産額は、平成 29 年度中に定款の変更を行い改善します。
財務諸表	イ 平成 28 年 12 月に定款に基づき貸借対照表の公告を行いました。 ウ 未収利息については、平成 28 年度決算から適正に計上しています。 エ 満期保有目的債券の時価金額については、理事会等の承認を得て修正しました。
賞与引当金	オ 賞与引当金に付随する社会保険料の法人負担分については、賞与引当金に含めて債務に計上することとしました。今後も適正な会計処理に努めていきます。
退職給付引当金	カ 退職給付引当金の積立不足については、給与規程等に基づき計上します。
旅費	キ 当該特急料金については、返還手続きを行い、戻入により処理しました。 ク 理事会出席者の旅費については、平成 29 年 3 月開催の理事会から受領印の押印を徹底しました。引き続き適正な事務処理を徹底します。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (4) 新規開拓による寄付金獲得など財源確保が図られるよう、効果的な募金の呼びかけや新たな寄付金獲得の方策について検討していくなど、今後も必要な指導・助言等を行っていきます。
- (5) 理事長及び常務理事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、定款の規定に従い理事会において自己の職務の執行状況の報告を行うとともに、議事録に記録するよう指導・助言等を行いました。
- (6) 事務処理について、改善を要する事項は、適切に処理するよう指導しました。
今後も適切に事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会
補助金等名	平成 27 年度 地域文化財総合活性化事業 史 齋宮跡史跡等買上げ（直接買上げ）活用事業補助金		
監査結果及び意見			
<p>(1) 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況について、3 ヶ月に 1 回以上、各理事会で報告しなければならないが、業務執行理事については報告がなされていなかったため、今後は定款の規定に従い、適正に報告されたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>			
項 目		内 容	
財務諸表	<p>ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。</p> <p>イ 有形固定資産の減価償却が、経理規程で定める方法と異なる方法でなされていた。</p>		
所管部局に対する意見			
<p>(3) 理事会における業務執行理事の報告について、定款に従って適正に行われるよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
<p>(1) 理事会における業務執行理事の報告について、5 月 24 日開催の理事会から定款に従って適正に職務執行状況を報告しています。</p> <p>(2)</p>			
項 目		対 応 状 況	
財務諸表	<p>ア ホームページにおいて貸借対照表の公告を行いました。</p> <p>イ 有形固定資産の減価償却方法について、経理規程の改正を行いました。今後は経理規程に即した減価償却を適正に行います。</p>		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
<p>(3) 理事会における業務執行理事の報告について、定款に従って適正に行うよう指導しました。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適正な処理を行うよう指導しました。今後も必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導・助言等を行います。</p>			

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人三重県国際交流財団
監査結果及び意見			
<p>(1) 平成24年度から概ね5年間を計画期間とする中期計画を策定し、その中で多様な主体との連携・協働の事業割合や災害パートナー登録者数などの目標指標を定めている。 次期中期計画の策定に当たっては、地域の課題や県民ニーズをふまえ、適切な目標指標を設定して、事業を推進されたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>			
項 目		内 容	
財務諸表		ア 平成24年度及び25年度の貸借対照表の公告が行われていなかった。	
所管部局に対する意見			
<p>(3) 次期中期計画の策定に当たっては、適切な目標指標を設定し、事業が推進されるよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
<p>(1) 平成29年度～33年度の中期計画を29年4月に策定しました。その中で、『多様な人々との連携・協働を基本に、「多文化共生社会」を実現すること』を最終目標として、中期目標を「多様な人々と共に創る多文化を尊重できる社会を目指して」としています。そして、この目標達成のため、5つの基本目標指標を定め、さらに個々の事業にもできる限り数値目標を設定しており、その達成を図るために事業を推進していきます。</p> <p>(2)</p>			
項 目		対 応 状 況	
財務諸表		ア 平成24年度及び25年度の貸借対照表について、29年3月にウェブサイトに掲載しました。平成26年度及び27年度については、以前から掲載しており、28年度についても、29年6月に掲載しました。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
<p>(3) 平成29年度～33年度の中期計画を策定するにあたって、三重県が28年3月に策定した「三重県多文化共生社会づくり指針」を踏まえ、計画策定に対する助言を行いました。また、一部指標には、みえ県民力ビジョン・第2次行動計画における指標を共有し、協働して事業を推進しています。</p> <p>(4) 平成24年度及び25年度の貸借対照表については、速やかに公告するように指摘し、ウェブサイトへの掲載を確認しています。また、平成28年度についても、29年6月開催の評議員会での承認後、速やかに掲載するように指導しました。</p>			

部局名	地域連携部	団体名	一般財団法人三重県武道振興会												
補助金等名	スポーツ団体等活性化補助金														
監査結果及び意見															
<p>(1) 平成 27 年度の一般正味財産増減額は、8,714 千円の損失となっており、19 年度以降、赤字が続いている。平成 29 年 10 月の津市産業・スポーツセンターへの移転により、建物の維持管理は不要となる一方で、貸館収入や津市からの補助金の減少、武道教室等に係る施設利用料の納付、既存の武道館の解体費用などにより、さらに財政状況が悪化することが懸念される。</p> <p>このため、津市、同センターの指定管理者及び県との協議等を進め、経営の健全化を図りたい。</p> <p>※ 一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当する。</p> <p>(2) 理事長及び常務理事は、各事業年度最低 2 回は各理事会で自己の職務の執行状況を報告しなければならないが、報告されていなかったため、今後は定款の規定に従い、適正に報告されたい。</p> <p>(3) 理事は評議員会が選任し、理事長及び常務理事は理事の中から理事会が選定しなければならないが、評議員会で選任される前の理事会において理事候補者から理事長及び常務理事が選定されていた。今後は定款の規定に従い、適正に選定されたい。</p> <p>(4) 常務理事及び監事の報酬について、評議員会で総額及び支給の基準を定める必要があるにもかかわらず、定められていなかったため、今後は評議員会の決議に従って支給されたい。</p> <p>(5) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td>ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>イ 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。</td> </tr> <tr> <td>備品管理</td> <td>ウ 備品台帳に記載されていない備品があった。 エ 備品に所有者が明示されていなかった。</td> </tr> <tr> <td>資金運用</td> <td>オ 定期預金の預金金額が、資金運用方針に定める限度額（1 千万円）を超えて運用されていた。 カ 定款の別表と異なる資金運用がされていた。</td> </tr> <tr> <td>経理事務</td> <td>キ 支出予算の流用調書が作成されていなかった。 ク 委託契約の履行確認の記録がなされていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	財務諸表	ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。	賞与引当金	イ 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。	備品管理	ウ 備品台帳に記載されていない備品があった。 エ 備品に所有者が明示されていなかった。	資金運用	オ 定期預金の預金金額が、資金運用方針に定める限度額（1 千万円）を超えて運用されていた。 カ 定款の別表と異なる資金運用がされていた。	経理事務	キ 支出予算の流用調書が作成されていなかった。 ク 委託契約の履行確認の記録がなされていなかった。
項 目	内 容														
財務諸表	ア 貸借対照表の公告が行われていなかった。														
賞与引当金	イ 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。														
備品管理	ウ 備品台帳に記載されていない備品があった。 エ 備品に所有者が明示されていなかった。														
資金運用	オ 定期預金の預金金額が、資金運用方針に定める限度額（1 千万円）を超えて運用されていた。 カ 定款の別表と異なる資金運用がされていた。														
経理事務	キ 支出予算の流用調書が作成されていなかった。 ク 委託契約の履行確認の記録がなされていなかった。														
所管部局に対する意見															
<p>(6) 平成 29 年 10 月の津市産業・スポーツセンターへの移転後も経営の健全化が図られるよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(7) 各理事会における理事長等の報告、理事長等の選定及び常務理事等の報酬の支給が定款に従って適正に行われるよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(8) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>															

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

- (1) 平成29年10月の津市産業・スポーツセンターへの移転に向け、津市、同センターの指定管理者との調整や県の助言を受けながら、各武道教室の開催日や開催時間帯を見直して施設使用料を節減するとともに受講料を増額改定して収入増を図ることとしました。また、既存の武道館の解体については、引き続き、津市及び県と協議を進めます。今後も、津市、同センターの指定管理者及び県と協議しながら経営の健全化を図ります。
- (2) 平成29年3月14日に開催した理事会において、理事長及び常務理事の職務の執行状況を報告しました。引き続き、定款の規定に従い、適正に報告します。
- (3) 平成29年5月24日に開催した評議員会で新任理事の選任を行ったのち、同日開催した理事会において、理事の中から理事長及び常務理事を選定しました。引き続き、定款の規定に従い、適正に選定します。
- (4) 平成29年3月14日に開催した評議員会において、常務理事及び監事について報酬の総額及び支給の基準を定めました。今後は評議員会の決議に従って支給します。

(5)

項目	対応状況
財務諸表	ア 予備監査日の翌日から1階ホールへ貸借対照表を掲示して公告しました。今後、次年度以降の貸借対照表も公告します。
賞与引当金	イ 平成28年度決算において、賞与引当金に係る社会保険料の法人負担額を引当金残高へ計上しました。引き続き、次年度以降も計上します。
備品管理	ウ 予備監査日の翌日、備品台帳へ記載しました。今後は漏れのないよう適切に処理します。 エ 調査のうえ、平成29年9月までに備品への所有者の明示を完了します。
資金運用	オ 年度内に資金運用方針に定める限度額を超えない範囲の運用へ改めることとし、今後は適切に処理します。 カ より安全な資金運用となるよう、平成29年5月24日に開催した理事会において定款別表を改めました。今後、年度内に定款別表に基づく資金運用へ改めます。
経理事務	キ 予備監査日以降、流用の必要が生じたため調書を作成しました。引き続き、流用にあたっては調書を作成します。 ク 予備監査日以降、委託契約の履行確認の必要が生じたため記録を作成しました。引き続き、履行確認にあたっては記録を作成します。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (6) 平成28年度内は、団体において各武道教室の施設使用料の節減の取組や受講料の増額改定を行うとともに、既存の武道館の解体について検討を重ねてきました。県としては、津市等とともに経費節減や収入増に向けての指導・助言を行うとともに、既存武道館の解体に向けて協議に参加してきました。
今後も、引き続き、津市等とともに団体の経営の健全化に向けた取組の支援に努めます。
- (7) 各理事会における理事長等の報告、理事長等の選定及び常務理事等の報酬の支給については、定款に従って適正に行われるよう指導・助言等を行い、平成29年3月14日及び5月24日開催の理事会又は評議員会における報告、決議を経て、是正されました。今後も、引き続き、適切に処理されるよう指導・助言等を行います。
- (8) 団体の事務処理について、改善を要する事項については、適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、

助言等を行います。

部局名	農林水産部	団体名	公益社団法人三重県緑化推進協会				
監査結果及び意見							
<p>(1) 平成24年度に中長期経営計画(25年度～29年度)を策定し、法人の活動の基本方針、基本施策、数値目標などを定め、県民参加の緑化運動を推進しているが、緑の募金収入や会員数など9項目中6項目で目標を達成していない。特に、収入の柱である三重緑化基金の運用益が減少傾向にあることから、緑の募金活動の拡充による募金収入の増加や、会員数の増加による会費収入の確保により、目標を達成し、経営の安定に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>ア 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内 容	賞与引当金	ア 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。
項目	内 容						
賞与引当金	ア 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(3) 中長期経営計画の数値目標を下回っているものについて、目標を達成し、経営の安定が図られるよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 緑の募金の減少は、家庭の募金の撤退によるところが大きいと、市町に協力を依頼し、市町との関係を緊密にすることにより、家庭募金の増加に取り組みます。また、緑の募金の事業成果のさらなる周知にも取り組み、緑の募金への理解の醸成を図ります。協会会員数については、環境保全に関心の高い企業・団体を中心に正会員・賛助会員への加入の勧誘を行いました。引き続き、勧誘を行い会員数の増加に取り組みます。</p> <p>また、団体の目的を再認識し事業の効果の最大化が図れるよう、平成30年度以降の中長期経営計画策定に向けた検討を行います。</p> <p>(2)</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>ア 賞与引当金に付随する社会保険料の法人負担分について、平成28年度決算から未払金で計上しました。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	対 応 状 況	賞与引当金	ア 賞与引当金に付随する社会保険料の法人負担分について、平成28年度決算から未払金で計上しました。
項目	対 応 状 況						
賞与引当金	ア 賞与引当金に付随する社会保険料の法人負担分について、平成28年度決算から未払金で計上しました。						
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 県においては、緑の募金の拡大に向け、ショッピングセンター等へチラシやポスターの配架、店員による緑の羽根の着用、店頭募金、職場募金の依頼を行っているところです。今後も、引き続き当団体が行う緑の募金活動の支援を行います。</p> <p>新たな中長期経営計画の策定に向けて、団体の目的の達成、経営の安定が図られる計画となるよう、指導・助言等を行います。</p> <p>(4) 団体の事務処理について、改善を要する事項については、適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況を確認するとともに、引き続き指導を行います。</p>							

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	健康福祉部	団体名	一般社団法人三重県聴覚障害者協会
公の施設名	三重県聴覚障害者支援センター		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目	内 容		
個人情報保護	ア 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。		
契約手続	イ 指定管理業務の執行に係る外部委託契約が履行期間開始後に行われていた。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1)			
項 目	対 応 状 況		
個人情報保護	ア 個人情報を適切に管理するため、「個人情報名」「業務名」「利用目的」「保管場所」「保管期間」等の項目を記載する個人情報台帳を作成し、速やかに整備した上で、平成29年以降は適切な管理を行っています。		
契約手続	イ 平成29年度の外部委託契約については、適正に事務処理を行いました。		
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(2) 団体の事務処理について、改善を要する事項については、適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。			

部局名	県土整備部	団体名	有限会社太陽緑地
公の施設名	県営都市公園 大仏山公園		
所管部局に対する意見			
<p>(1) 成果目標として設定しているのは年間公園利用者数のみであるが、年間公園利用者数については、正確な把握には限界があるほか、天候などの外的要因に大きく影響されることが予想される。</p> <p>このため、利用料金収入や公園利用者の満足度を加えるなど、団体の公園管理の取組や運営努力が反映される多様な成果目標となるよう、見直しを検討されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(1) 平成30年度から5年間の指定管理者の募集要項に、指定管理者がアンケート等により利用者の満足度を聴取することについて新たに盛り込みました。平成30年度から5年間でアンケート結果のデータ蓄積を行い、35年度から5年間の指定管理者募集時に公園利用者の満足度を成果目標に追加するよう検討します。</p>			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	健康福祉部	団体名	三重県老人保健施設協会				
補助金等名	①三重県介護従事者確保事業費補助金、②介護サービス提供事業者資質向上事業補助金						
監査結果及び意見							
<p>(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。②</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。②
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。②						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②</p> <p>(3) 補助事業等状況報告書の提出を要しない補助金として整理していたため、補助事業者に対して報告を求めていなかった。 しかし、当該補助金は状況報告書を提出すべき補助金であるので、取扱要領等で添付すべき書類を定め、補助事業者に対して報告を求められたい。②</p>							
講じた措置							
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕							
(1)							
	項 目	対 応 状 況					
	補助金等事務	ア 補助対象経費を算出する際の計上誤りについて、平成28年度実績報告時の補助金算定においては、適正に事務処理を行いました。					
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕							
<p>(2) 平成28年度実績報告時の補助金算定においては、補助対象経費の計上に関し、補助事業者の事務処理上の改善を確認しました。今後とも、適正な事務処理を行うよう指導します。</p> <p>(3) 平成29年4月に交付要領を改正し、事業進捗状況報告の提出について規定しました。 なお、平成28年度事業についても、29年1月に、補助事業者から事業の進捗状況について報告を受けました。今後も引き続き、補助事業者に対して進捗状況の報告を求めていきます。</p>							

※ 意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す（以下、同じ）。

部局名	健康福祉部	団体名	医療法人普照会				
補助金等名	①老人保健福祉施設整備費補助金、②病院内保育所運営事業費補助金、③がん診療施設整備費補助金						
対象施設名	もりえい病院、ケアセンタービオトープ						
監査結果及び意見							
<p>(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 実績報告の内容に誤りがあった。②</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	ア 実績報告の内容に誤りがあった。②
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 実績報告の内容に誤りがあった。②						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 補助金交付額に誤りがあったので、精査のうえ、過大交付額（平成 27 年度分 696,000 円）の返還処理を行うとともに、26 年度以前分についても確認されたい。また、当該団体以外のものに対する平成 27 年度以前の交付額についても、適正かどうか確認されたい。 なお、この補助金は、平成 26 年度監査においても補助金返還が生じているので、再発防止に向けチェック体制を強化されたい。②</p> <p>(3) 交付要綱において、交付決定の際には条件を付けることとなっているが、交付決定書に記載されていないので、条件を付し補助事業者に明示されたい。③</p> <p>(4) 健康福祉部所管の他の施設整備補助金では一般競争入札を義務付けているにもかかわらず、当該補助金はそのような規定となっていないので、交付要綱の見直しについて検討されたい。③</p> <p>(5) 交付要綱では、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、速やかに知事に報告し、その指示を受けることとされているが、補助事業者から報告がなされていないので、今後は、補助事業者に対し適切に報告するよう指導されたい。①、③</p>							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1)							
項 目	対 応 状 況						
補助金等事務	<p>ア 補助金交付額については、実績報告書の再提出及び追加資料を提出し、再審査を受けました。その後、額の確定通知を受け、補助金（696,000 円）を返還しました。 今後は、報告すべき内容を確実に把握するとともに、チェック体制の強化を図ります。</p>						
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
<p>(2) 当該団体へ平成 26 年度以前の過去 4 年分の実績報告について調査を行ったところ、交付額は適正でした。また同補助金を交付している他の補助事業者（25 医療機関）に対しても調査した結果、補助金返還となる事例は見受けられませんでした。 今後は、各事業者に対し、根拠資料を求めるなど実績報告書のチェック体制を強化し、再発防止策に努めます。</p> <p>(3) 平成 29 年度から、交付決定の際には要綱に定める条件を記載し、補助事業者に明示します。</p> <p>(4) 平成 29 年 4 月に交付要綱を改正し、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱に準拠するよう規定しました。 今後（平成 29 年度以降）、事業の実施に際し、補助事業者に明示します。</p>							

- (5) 老人保健福祉施設整備補助金については、平成29年4月に行った今年度の補助事業者に対する事業説明会において、交付要領等を示し、適正な処理を行うよう周知を行いました。また、着工、中間、完成検査時に工事の進捗状況等を把握し、適切な指導・確認を行います。
- がん診療施設整備費補助金についても、補助事業者に対し適切に報告するよう指導し、必要に応じて状況確認を行うとともに、適切な助言等を行います。

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人ユートピア
補助金等名	①軽費老人ホーム運営費補助金、②三重県介護従事者確保事業費補助金		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。① イ 変更交付申請書の提出が遅延していた。① ウ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。②	
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
	項 目	対 応 状 況	
	補助金等事務	ア 補助対象経費については、平成28年度実績報告時には適正に計上し提出しました。 イ 平成28年度の変更交付申請では、補助金交付要領に定める期限内に提出しました。 ウ 今後は、交付要領に基づき適切に事務処理を行います。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理における改善を要する事項については、適切に処理するよう指導しました。今後も申請書の金額、記載内容等を精査及び点検し、提出期限等も含め適正な処理が行われるよう指導、助言等を行っていきます。			

部局名	健康福祉部	団体名	医療法人思源会				
補助金等名	①医療施設施設整備費補助金、②救急患者搬送情報共有システム運営補助金						
対象施設名	岩崎病院						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告書が適正に作成されていなかった。②</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	内 容	補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告書が適正に作成されていなかった。②		
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告書が適正に作成されていなかった。②						
所管部局に対する意見							
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②							
(3) 交付要領では、申請後、速やかに補助金の交付決定をするものとされているが、申請は7月に行われていたにもかかわらず、交付決定が年度末の3月31日付けとなり、事務処理が大幅に遅延していた。さらに、団体からの補助事業等状況報告書の提出も遅れることとなった。今後は補助事業が円滑に実施されるよう、適正かつ迅速な事務処理に努められたい。①							
(4) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示されたい。①							
(5) 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、口頭で交付決定前の事前着手を認めていたので、事前着手を認める規定を早急に定め、補助事業者に明示されたい。①							
(6) 交付要領において、交付決定の際には条件を付けることとなっているが、交付決定書に記載されていないので、条件を付して補助事業者に明示されたい。②							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 補助金交付要領の内容を再度確認しました。また、事業実績報告書については、適正に作成するとともに、額の算定根拠についても、報告書とともに保存することを徹底しました。</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	対 応 状 況	補助金等事務	ア 補助金交付要領の内容を再度確認しました。また、事業実績報告書については、適正に作成するとともに、額の算定根拠についても、報告書とともに保存することを徹底しました。		
項 目	対 応 状 況						
補助金等事務	ア 補助金交付要領の内容を再度確認しました。また、事業実績報告書については、適正に作成するとともに、額の算定根拠についても、報告書とともに保存することを徹底しました。						
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
(2) 補助事業者に対し、交付要領の内容を再度周知し適正な報告を求めるとともに、報告書及び根拠書類の保存(5年間)について徹底しました。今後も、適正な処理を行うよう指導します。							
(3) 補助金交付要領に定めた手続に則って適正な事務処理を行うよう事務担当者に周知するとともに、報告・連絡・相談の徹底や、必要に応じて事務処理状況の確認を行いました。今後も、事務処理状況の確認を行い、適正かつ迅速な事務処理を行います。							
(4) 交付要領に定める第2号様式を改正し、補助事業等状況報告書に添付すべき書類を定めました。今後、事業の実施に際し、補助事業者に明示します。							
(5) 平成29年4月に交付要領を一部改正し、事前着手を認める規定を定めました。今後、事業の実施に際し、補助事業者に明示します。							

(6) 交付決定書に、三重県救急患者搬送情報共有システム補助金交付要領第5条に規定されている条件を記載し、補助事業者に明示します。

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人名張厚生協会
補助金等名	①児童養護施設等整備費補助金（H26 繰越分）、②児童家庭支援センター運営事業費補助金、③児童養護施設等ユニット体制強化事業費補助金、④施設入所児童里親委託推進事業費補助金		
対象施設名	名張養護学園、若葉、ファミリーホーム名張、児童家庭支援センター名張		
所管部局に対する意見			
<p>(1) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者にも明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。②</p> <p>(2) 交付要領には補助対象経費について明確に定められていないものがあるので、交付要領で明確かつ分かりやすく規定し、補助事業者にも明示されたい。③</p> <p>(3) 「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱」において、暴力団等の不当介入に対する措置を補助事業者等に対し義務付けなければならないこととなっているが、交付要領等で定められていないので、当該措置義務を定め補助事業者にも明示されたい。①</p>			
講じた措置			
<p>[「所管部局に対する意見」について講じた措置]</p> <p>(1) 平成 28 年 12 月に児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要領を改正（要領 10）し、状況報告書の様式及び提出期限を定めるとともに、補助事業者にも周知を図りました。</p> <p>(2) 平成 28 年 12 月に児童養護施設等ユニット体制強化事業費補助金交付要領を改正（要領第 3 条）し、補助対象とする職員の定義を明確にするとともに、補助事業者にも周知を図りました。</p> <p>(3) 平成 28 年 12 月に児童養護施設等整備費補助金交付要領を改正（要領第 10 条）し、暴力団等の不当介入に対する措置を補助事業者等に対し義務付けるとともに、補助事業者にも周知を図りました。</p>			

部局名	健康福祉部	団体名	学校法人水谷学園				
補助金等名	①私立幼稚園振興補助金、②私立幼稚園等心身障がい児助成事業補助金、③私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）、④私立高等学校等教育改革推進特別補助金（子育て支援）						
対象施設名	くわな幼稚園						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 補助金の確定額に影響はなかったが、交付申請書や実績報告書等の内容に誤りがあり、内部チェック体制が不十分であった。③、④</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、交付申請書や実績報告書等の内容に誤りがあり、内部チェック体制が不十分であった。③、④
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、交付申請書や実績報告書等の内容に誤りがあり、内部チェック体制が不十分であった。③、④						
所管部局に対する意見							
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。③、④							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>対 応 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 監査の指摘を受け、内部のチェック体制を強化するため、補助対象経費や対象職員の勤務実績の確認を行う職員を配置し、平成28年度においては適正に事務処理を行いました。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	対 応 状 況	補助金等事務	ア 監査の指摘を受け、内部のチェック体制を強化するため、補助対象経費や対象職員の勤務実績の確認を行う職員を配置し、平成28年度においては適正に事務処理を行いました。
項 目	対 応 状 況						
補助金等事務	ア 監査の指摘を受け、内部のチェック体制を強化するため、補助対象経費や対象職員の勤務実績の確認を行う職員を配置し、平成28年度においては適正に事務処理を行いました。						
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
(2) 団体の事務処理について、改善を要する事項については、適正な処理が行われるよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言を行います。							

部局名	環境生活部	団体名	学校法人四日市メリノール学院
補助金等名	①私立高等学校等振興補助金、②私立高等学校等授業料減免補助金、③私立学校校舎等耐震化整備費補助金、④私立高等学校教育国際化推進事業費補助金		
対象施設名	四日市メリノール学院高等学校、四日市メリノール学院中学校		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項 目		内 容	
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、交付申請書や実績報告書等の内容に誤りがあった。①		
所管部局に対する意見			
(2) 補助金の過大交付はなかったものの、補助金交付額に誤りがあったので適正な事務処理に努めるとともに、交付申請書等の確認が不十分であるので、チェック体制を強化されたい。①			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項 目		対 応 状 況	
補助金等事務	ア 平成28年度の補助金から、補助金等事務について、複数名でチェックを行ったうえで県に提出を行うように体制を強化し、再発防止策としました。		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体への補助金事務について、改善を要する事項については、適切に処理を行うよう指導を行い、平成28年度分については変更交付において適切な内容に変更を行い、確定を行いました。今後も適切な補助金事務が行われるよう必要に応じて立入検査時に状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。			

部局名	農林水産部	団体名	御浜町鳥獣害防止総合対策協議会
補助金等名	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金		
所管部局に対する意見			
(1) 「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱」において、暴力団等の不当介入に対する措置を補助事業者等に対し義務付けなければならないこととなっているが、交付要領等で定められていないので、当該措置義務を定め補助事業者に明示されたい。			
講じた措置			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置] (1) 平成28年度から、交付決定通知に記載する交付決定の条件に指摘事項を追記済みです。			

部局名	農林水産部	団体名	安田木材有限会社
補助金等名	①造林事業費補助金、②県産材輸出促進事業補助金（H26 繰越分）		
所管部局に対する意見			
<p>（１）三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。②</p> <p>（２）実施要領では補助金の請求書の様式が定められていないので、様式を定めるか、請求に要する記載事項を定め、補助事業者に明示されたい。②</p>			
講じた措置			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>（１）県産材輸出促進事業補助金は平成 28 年度で事業廃止となります。今後、新たな補助事業を実施する際には、交付申請書の提出期限を適切に定めます。</p> <p>（２）平成 29 年 3 月に補助金の請求に要する記載事項を定め、補助金の請求に際して事業者に明示するよう各農林（水産）事務所に通知しました。</p>			

部局名	雇用経済部	団体名	三重県商工会連合会
補助金等名	小規模事業支援費補助金		
所管部局に対する意見			
<p>(1) 補助事業の実施方針及び運用方針が、実施にあたり遵守すべき義務として補助事業者に明示されていないので、文書により通知を行うか交付決定書に補助条件として記載し、補助事業者 に明示されたい。</p> <p>(2) 補助事業で取得した財産の処分について、従来は国の承認又は国との協議が必要であったが、 その後、取扱が変更されたにもかかわらず交付要領に反映されていないので、交付要領を変更 し、補助事業者 に明示されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(1) 実施方針及び運用方針について、平成 29 年度から交付決定通知書に補助条件として記載し、 補助事業者 に明示しました。</p> <p>(2) 交付要領を変更し、国の承認又は国との協議が必要になるのは平成 17 年度以前に取得した財 産の処分であることを明示しました。</p>			

部局名	雇用経済部	団体名	名張商工会議所
補助金等名	小規模事業支援費補助金		
所管部局に対する意見			
<p>(1) 補助事業の実施方針及び運用方針が、実施にあたり遵守すべき義務として補助事業者に明示されていないので、文書により通知を行うか交付決定書に補助条件として記載し、補助事業者 に明示されたい。</p> <p>(2) 補助事業で取得した財産の処分について、従来は国の承認又は国との協議が必要であったが、 その後、取扱が変更されたにもかかわらず交付要領に反映されていないので、交付要領を変更 し、補助事業者 に明示されたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(1) 実施方針及び運用方針について、平成 29 年度から交付決定通知書に補助条件として記載し、 補助事業者 に明示しました。</p> <p>(2) 交付要領を変更し、国の承認又は国との協議が必要になるのは平成 17 年度以前に取得した財 産の処分であることを明示しました。</p>			

部局名	雇用経済部	団体名	尾鷲物産株式会社
補助金等名	地域資源活用型産業等立地補助金		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、交付申請書や実績報告書の内容に誤りがあった。	
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
	項 目	対 応 状 況	
	補助金等事務	ア 平成27年度分の交付申請・実績報告書の内容について、複数名で確認してから直ちに提出しました。 平成28年度分においても交付申請・実績報告書及び補助金検査時の修正箇所等について、複数名で確認してから提出しました。 今後ともチェック体制を強化して適切に事務処理を行います。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理について、改善を要する事項については、適切に処理するよう指導を行い、団体から直ちに修正版が提出されました。今後も、適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。			

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
